

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ヘルスソフトウェア推進協議会（英語名：Good Health Software Promotion Council、略称：GHS）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所（本部）を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所（支部）を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、ヘルスソフトウェア（個人の健康管理・維持・向上目的又は医療の提供に使用されることを意図したソフトウェアをいう。ただし、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制対象製品を除く。）の開発、設計、製造、販売、保守等を事業とする者（以下「事業者」という。）に対する指針（以下「ヘルスソフトウェア開発ガイドライン」という。）を示すことにより、優良な製品の普及促進に寄与し、もってヘルスソフトウェアの健全な産業振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘルスソフトウェア開発ガイドラインの制定及び改定
- (2) ヘルスソフトウェア開発ガイドラインへの適合に関する自主ルールの公表と運用
- (3) ヘルスソフトウェア開発ガイドラインの普及活動及びスキル習得のための教育の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 社員

(資格)

第5条 この法人の社員は、ヘルスソフトウェアを開発、製造、販売する事業を営む法人が所属する団体でなければならない。

(入会)

第6条 この法人の社員になろうとする団体は、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の社員になろうとする団体は、この法人に対して権利を行使する1人の者（以下「社員代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。

(会費)

第7条 社員は会費を支払わなければならない。

2 会費額については社員総会でこれを別に定める。

(退会)

第8条 社員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を提出することにより、任意によりいつでも退会することができる。この場合、退会日までの未納の会費を納入しなければならない。

ない。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) この法人の運営を著しく阻害する行為又は名誉を傷つける行為をしたとき。
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 社員を除名するときは、当該社員に対して当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、当該社員が解散したときはその資格を喪失する。

第3章 社員総会

(構成及び種類)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、開催日の1週間前までに、社員総会の日時、場所、目的、その他必要事項を定めて社員に通知を発しなければならない。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議事項)

第16条 社員総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 計算書類
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 会費

(決議方法)

第17条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終了したものとみなす。

第4章 役員

(種類及び数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 役員は、社員総会の決議により社員代表者の中から選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(業務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成及び種類)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(業務)

第27条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第28条 定例理事会は、毎事業年度に2回開催する。ただし、同一事業年度の定例理事会は、4か月を超える間隔をあけて開催しなければならない。

- 2 臨時理事会は、代表理事が必要と認めたときに開催する。

(招集及び議長)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事以外の理事は、代表理事に対して理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事会で別に定めたときのほか、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 代表理事は、事業年度ごとに事業計画、収支予算を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業年度開始後、社員総会の承認を受けるまでの間の予算執行は前事業年度の例による。

(事業報告及び決算)

第34条 代表理事は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類を定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

以上、一般社団法人ヘルスソフトウェア推進協議会を設立するため、下記設立時社員の定款作成代理人である司法書士伊藤文秀は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年7月29日

東京都千代田区大手町一丁目1番3号
設立時社員 一般社団法人電子情報技術産業協会
代表理事 山本 正巳

東京都文京区後楽二丁目2番23号
設立時社員 一般社団法人日本画像医療システム工業会
代表理事 小松 研一

東京都港区新橋二丁目5番5号
設立時社員 一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
代表理事 東原 敏昭

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都三鷹市下連雀四丁目2番4-502号
司法書士 伊藤 文秀